

## 16 健康増進対策

### 〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

### 〔事業の内容〕

#### 1 生活習慣病対策事業（予算額 323 千円）

健康ひろしま 21（県健康増進計画）を推進するため、計画の進捗状況の管理、評価分析及び施策の協議等を行う健康ひろしま 21 推進協議会を開催する。

#### 2 健康づくりの体制整備

##### (1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和 53 年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第 1 表 市町健康づくり推進協議会（平成 23 年 4 月 1 日現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西 部	2	0	東 部	3	0
西 部（広島）	7	3	東 部（福山）	2	0
西 部（呉）	1	0	北 部	2	0
西 部 東	3	1	計	20	4

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

##### (2) 「市町保健センター」

市町における保健活動の拠点として、保健センターが設置されている。（昭和 53 年度創設）

第 2 表 「市町保健センター」設置状況（平成 23 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西 部（広島）	廿 日 市 市	3	東 部	三 原 市 市	1
	海 田 町	1		尾 道 市 市	2
	坂 町	1		世 羅 町 町	2
	安 芸 高 田 市 市	4	東 部（福山）	府 中 市 市	1
	北 広 島 町 町	1	北 部	三 次 市 市	3
西 部（呉）	江 田 島 市 市	3		庄 原 市 市	3
西 部 東	東 広 島 市 市	4	計	15 市町	32
	竹 原 市 市	1			
	大 崎 上 島 町 町	2			

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

2 広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

第3表 市町健康増進計画策定状況（平成23年4月1日現在）

保健所（支所）名	策定済
西部	廿日市市，大竹市
西部（広島）	安芸高田市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町
西部（呉）	江田島市
西部東	竹原市，東広島市，大崎上島町
東部	三原市，尾道市，世羅町
東部（福山）	府中市，神石高原町
北部	三次市，庄原市
県保健所所管外	広島市，呉市，福山市
計	23

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進（予算額 7,970千円）

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。（健康づくりの県民運動化）

ア ひろしま健康づくり県民運動推進会議の運営

県民の主体的な健康づくりの取組を支援するため、平成20年7月に健康づくりに密接に関わっている団体によって設立した「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」を運営し、県、市町、関係機関・団体等の連携と協働による「ひろしま健康づくり県民運動」を展開する。

イ 全県的な健康づくり

県民向けの健康対策に関するポータルサイト「ひろしま健康ネット」を通じた情報提供や、健康づくりシンポジウムの開催等により、県民の健康づくりに役立つ普及啓発に取り組む団体への支援等を行う。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、県のホームページで紹介している。

平成23年3月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で1,341店舗、重複数を除くと1,061店舗となっている（平成14年度創設）。また、平成21年度から認証区分の追加変更を行っている。

第4表 健康生活応援店認証状況

区 分	禁煙・ 分煙・ 禁煙支援	栄養 成分 表示	エネル ギー表 示	野菜た っぷり	塩分控 えめ	ヘルシー オーダー	朝食 摂取	食バラ ンスガ イ	運 動 実践 応援	その他 アレッ ギ	計
平成22年度	440	1	0	1	0	0	0	0	0	0	442
平成21年度	429	3	1	0	0	0	1	0	0	0	434
平成20年度	35	0	8	8	1	0	—	—	2	4	58
平成19年度	38	0	170	0	170	0	—	—	19	15	412
平成18年度以前	100	33	63	68	2	3	—	—	42	53	364
平成22年度末状況	1,032	30	68	71	3	3	1	0	61	72	1,341

(3) たばこ対策の推進（予算額 3,938千円）

平成17年2月27日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」や、平成22年2月の厚生労働省通知「受動喫煙防止対策について」の内容等を踏まえ、関係機関と連携を図り、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響、禁煙支援に関する情報、未成年者の喫煙防止や妊産婦への影響に関し、普及・啓発を行うとともに、受動喫煙の防止を図るため、公共の場は原則として全面禁煙となるよう公共施設等に対し取組を呼びかける。

4 人材の育成・確保

運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。（平成元年度創設）

第5表 運動普及推進員研修会実施状況

（単位 市町、回、人）

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
平成22年度	6	420	37	981
平成21年度	8	1,014	96	3,383
平成20年度	5	278	21	202

5 健康増進事業等

(1) 健康増進事業（予算額 41,054 千円）

昭和 57 年度から平成 19 年度まで，老人保健法に基づく保健事業として，市町が実施主体となり，①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④健康診査⑤機能訓練⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から，これらの事業のうち，基本健康診査が，高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて，医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し，その他の保健事業は，健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており，この事業に要する費用の一部を負担する。（広島市を除く。）（平成 20 年度創設）

〔負担割合 国 1/3，県 1/3，市町 1/3  
肝炎ウイルス検診個別勧奨メニューの自己負担相当額分；国 10/10〕

事業名	内 容
健康手帳の交付	40歳以上の者であって，特定健診等の健診を受けた者，健康教育，健康相談，機能訓練，訪問指導及び健康増進法に基づく検診等を受けた者に交付する。
健 康 教 育	（集団）40歳以上65歳未満の者及びその家族（集団）に対して，健康増進等に関する教育を実施する。 （個別）40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して，健康増進等に関する教育を実施する。
健 康 相 談	40歳以上65歳未満の者に対し，医師，保健師等が健康に関する指導，助言を行い，必要に応じて血圧測定，検尿を実施する。 （重点相談，総合相談）
健 康 診 査	（基本健康診査）40歳以上で生活保護受給者等，特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 （歯周疾患検診）40，50，60，70歳の者に実施する。 （骨粗鬆症検診）40，45，50，55，60，65，70歳の女性に実施する。 （肝炎ウイルス検診）40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく，かつ本検診の受診を希望する者に実施する。
機 能 訓 練	40歳以上65歳未満を対象として，心身機能の維持回復に必要な機能訓練を実施する。
訪 問 指 導	40歳以上65歳未満の者であって，特定保健指導の対象以外の者に対し，保健師等が家庭における療養方法，看護方法，機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。

第6表 医療等以外の保健事業の実施状況

(平成23年3月末現在)

事業名	平成21年度(実績)	平成20年度(実績)	平成19年度(実績)
健康手帳の交付	20,683人	17,055人	33,713人
健康教育	集団 19市町 延2,730回	20市町 延2,657回	20市町 延2,448回
	個別 3市町 延14回	1市町 延20回	8市町 延359回
健康相談	総合 18市町 延1,550回	18市町 延1,670回	20市町 延3,005回
	重点 15市町 延987回	17市町 延1,007回	17市町 延1,981回
健康診査	基本健康診査 132人	121人	97,246人
機能訓練	4市町 6施設	6市町 9施設	8市町 12施設
訪問指導	17市町 3,849人	16市町 3,766人	18市町 5,670人

(注) 広島市を除く。

※健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進(予算額 178,487千円)

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

市町国保が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等の概念を導入した特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を負担する。(平成20年度創設)

事業名	事業内容
特定健康診査	<p>○40歳~74歳の対象者に対し健康診査を実施する。</p> <p>【基本的な検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体計測(身長、体重、腹囲等)</li> <li>・血圧・血液検査(血糖、脂質等)</li> <li>・尿検査(糖、蛋白)・診察</li> </ul> <p>【詳細な検査:医師の判断で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眼底検査、貧血、心電図</li> </ul>
特定保健指導	<p>○特定健康診査の受診者のうち、腹囲、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。</p> <p>○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機付け支援:原則1回の指導後6ヵ月後に生活習慣の改善状況を評価</li> <li>・積極的支援:3ヵ月以上の継続した指導後6ヵ月後に評価</li> </ul>

(3) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。

第7表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

(延件数)

区分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
従事者研修会開催回数	11	9	7
実地指導回数	266	246	285
相談回数	560	660	562
連絡協議会・運営回数	4	0	3